

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

1 目的

この指針は、社会福祉法人木更津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービス利用者の感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

2 基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

3 感染症の予防及びまん延防止のための体制

- (1) 本会において、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
また、委員会の責任者は事務局長とする。
- (2) 委員会の委員は、事務局長、各課長、事業所の管理者とし、事務局長を委員長とし、地域福祉課長を副委員長とする。事業所管理者は感染対策担当とする。
必要がある場合には、委員に産業医、安全衛生管理者、その他事務局長が必要と認める者（看護師等）を加える。
- (3) 委員会は委員長または副委員長が招集する。
- (4) 委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね 3 月に 1 回以上、定期的
に開催し、検討結果を職員に周知する。
- (5) 委員会は次に掲げる事項について検討する。
 - ① 感染症の予防体制の確立に関すること
 - ② 指針・マニュアル作成に関すること
 - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
 - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
 - ⑥ 感染症発生時の対応と報告

- ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価
- ⑧ 感染症発生時を想定とした訓練（シュミレーション）の実施
- (6) 委員会は職員に対して、感染対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。
 - ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - ② 全職員を対象に、定期研修を年2回以上行う。
- (7) 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

4 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い、手指消毒、うがいを徹底する。
- (3) 介護職員の感染症対策として、介護職員は介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。
 - ① 検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用、居室の清潔及び換気を行う。
 - ② 排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り換える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。

5 感染症や食中毒の発生時の対応

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、速やかに利用者や職員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者に報告する。
 - ② 管理者は、報告を受けた場合、速やかに事業所の職員に必要な指示を行う。
- (2) 職員は感染症等が発生したときは、またそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するために速やかに以下の手順に従って対応する。
 - ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、注意を払う。
 - ② 感染または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行う。

- ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整（中止・変更等）を行う。
- ④ 別に定めるマニュアルや感染症 BCP 等に従い、感染対策を実施する。
- (3) 感染症等が発生した場合は、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明を行う。
- (4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに行政担当課及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

6 その他

- (1) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、本会ホームページにも公開する。

(付則)

この規則は令和6年4月1日より施行する。